

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について

平成 24 年 6 月 1 日
行政改革実行本部決定

公益法人*に対する支出については、事業仕分けや政府系公益法人の見直し（平成 23 年 7 月 12 日内閣府公益法人行政担当室公表）を実施する等、様々な取組によりその透明化・適正化を図ってきたところであるが、引き続き、不斷に透明化や点検・見直しを進め、公益法人や行政に対する国民からの更なる信頼の確保に努めることが重要である。

このため、以下のとおり、各府省において、第三者によるチェックが可能となるよう、公益法人に対する支出状況を定期的に公表するとともに、一定額以上のものや同一法人に継続支出されているものなどについて毎年度点検・見直しを行うものとする。

1. 公益法人に対する支出状況の公表

各府省は、公益法人に対する支出を定期的に公表するとともに、所管する独立行政法人に対して同様の公益法人に対する支出状況の公表を行うよう要請する。公表すべき内容は、以下のとおりとし、公表項目・様式、公表方法等の詳細については、内閣官房より別途示す方法によることとする。

- ①国からの補助金等による支出状況
- ②国からの契約による支出状況
- ③独立行政法人からの契約による支出状況
- ④独立行政法人からの契約以外の支出状況

なお、この公表は、「公共調達の適正化について」や「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」等に基づいて既に実施している公表に必要な情報を付記することにより実施し、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」等に基づく公益法人向け補助金等に関する情報の開示を兼ねることも可能とする等、作業の効率性や閲覧者の利便性に留意する。

2. 公益法人に対する支出の点検・見直し

各府省は、事業仕分け等において明らかになった以下の観点から、必要に応じて予算監視・効率化チームの仕組み等を活用し、1. の①及び②で公表された支出のうち、1 件あ

* 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に規定する公益法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人で国が所管するものをいう。以下同じ。

たり1,000万円以上の支出や前年度において同一又は類似の内容で同一府省から支出されている支出など別途内閣官房より示す支出について毎年度点検・見直しを行う。見直しの結果、公益法人に実施させている事務・事業に関し、廃止、縮小、実施主体の変更等を行うべきものについては、公益法人への支出の廃止等必要な措置を速やかに講じる。また、各府省は、所管する独立行政法人に対して、1. の③及び④で公表された支出について同様に毎年度点検・見直しを行うよう要請する。各所管府省は、各独立行政法人における見直しが不十分と認められる場合には改善を求めるとともに、改善が図られない場合は、運営費交付金の削減も含む措置を講ずる。

内閣官房は、各府省に対し上記点検・見直しによる改善に向け、必要な場合には適切な措置を探ることを求める。

- ・支出そのものについて必要性があるか。

(例) 広報・啓発の重点化等による削減、類似事業の重点化等による重複排除など

- ・競争性を高めるなどより効率的・効果的な支出とできないか。

(例) より競争性の高い契約形態への見直し、支出対象法人の要件緩和、一者応札・

応募の改善(仕様書内容の見直し、入札参加要件の緩和、公告期間の十分な確保、業務等準備期間の確保、契約情報提供の充実、電子入札システムの導入、一者応札・応募案件の事後点検体制の整備など)、市場化テストの活用など

3. 公益法人に対する支出状況の取りまとめ

各府省は、毎年度、前年度の各府省及び所管する独立行政法人の公益法人に対する支出状況及び点検・見直し状況を取りまとめて公表するとともにその内容を内閣官房に報告し、内閣官房はそれらを取りまとめて公表するものとする。